

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部改正

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）…………… 1

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）…………… 2

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）…………… 3

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）…………… 4

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第七十四条（略）</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3  前二項に規定する保証については、第二百二十四条及び第二百二十九条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第七十四条（略）<br/>（新設）</p> <p>2  前項に規定する保証については、第二百二十四条及び第二百二十九条の規定は適用しないものとする。</p> |

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充  
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>                     第五十二条（略）</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3  前二項に規定する保証については、第二百一条及び第一百七条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>                     第五十二条（略）<br/>                     （新設）</p> <p>2  前項に規定する保証については、第二百一条及び第一百七条の規定は適用しないものとする。</p> |

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第六十八条（略）</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3  前二項に規定する保証については、第二百二十二条及び第二百二十七条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第六十八条（略）<br/>（新設）</p> <p>2  前項に規定する保証については、第二百二十二条及び第二百二十七条の規定は適用しないものとする。</p> |

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3 前二項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> | <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）<br/>第四十五条（略）<br/>（新設）</p> <p>2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p> |